

2021年8月21日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年8月21日午後3時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔会議研究会および会議

【出席者】

山村、小林、林、玉江、南京家、清水、巫（7名）

2. 前回の研究会の議事録の確認

了承された。

3. 会則の検討と会員登録

「目的」の章は、いわずもがなだという意見もあったが、決を採り、了承された。ホームページで公開し、最終的な意見を求めて、近日中に正式な会則にする。

林：会としての人格的な権利を保障するような条文も入れるべきではないか。

4. 動画制作について

- ・ 玉江さんの裁判を紹介し、裁判所に抗議する動画を作成して、公開する案を検討した。制作することについては可決。実施方法は、いろいろ難しい問題があるので、別途検討。みなさん、ご協力をおねがいます。
- ・ ホームページを充実する必要がある。

5. 発表 小林秀彦

① 「疑わしきは被告人の利益に」検証：木谷明と石井一正との論争（刑事裁判における有罪判断）

要旨：刑事裁判は、本来、「疑わしきは被告人の利益に」（想定無罪）が実現されるべきであるが、実情はそのようになっていないことを、木谷が問題提起しているが、一般的に裁判官には浸透していないことを再確認する

巫の感想：

刑事司法は「疑わしきは罰せず」が常識のはずだが、その方針に忠実だった木谷明裁判官は、自らは少数派で、裁判所では通用せず、裁判官や法学者は、いろいろと理屈をつけて、この原則を否定するような現実を合理化しているということである。その実態については多くの人が何となく知っているが、元裁判官がそのことを具体的に指摘しているというのは、重大だし、恐

ろしいことだ。

7. 自由討論

裁判官の定員と事件の件数について、山村さんから提案があった。

8. 予定

① 次回の研究会

2021年9月4日14時30分からZoom会議。Zoomホストは林氏。

以上

2021年8月24日

巫召鴻